

告知日:平成26年5月20日

入学料免除申請者 各位

和歌山大学長

平成26年度入学者に係る入学料免除の結果について(通知)

標記のことについて、別紙1-2のとおり決定しましたので、お知らせします。

入学料免除判定結果が「半額免除」または「不許可」となった学生は、平成26年6月2日(月)17時までに財務課窓口(本部共通棟3階)にて、(注1)現金で納付してください。

期限までに入学料が納付されない場合は、直ちに除籍となりますので十分ご注意願います。

なお、半額免除者及び別紙1-2で朱書で記載されている不許可(徴収猶予申請可)者のうち、入学料徴収猶予を希望する者は、必ず平成26年6月2日(月)17時までに、(注2)「入学料徴収猶予願」を学生支援課へ提出してください。納入期限が平成26年7月31日(木)17時までとなります。

記

入学料免除判定結果	決定内容
半額免除	入学料を半額免除とします。 なお、残りの入学料納入期限は <u>平成26年6月2日(月)17時とします。</u> <u>徴収猶予の申請をした場合は納入期限が</u> <u>平成26年7月31日(木)17時までとなります。</u>
不許可(徴収猶予申請可)	入学料の免除を許可しません。 なお、入学料の納入期限は <u>平成26年6月2日(月)17時とします。</u> <u>徴収猶予の申請をした場合は納入期限が</u> <u>平成26年7月31日(木)17時までとなります。</u>
不許可	入学料の免除を許可しません。 なお、入学料の納入期限は <u>平成26年6月2日(月)17時とします。</u>

(注1) 金融機関用の振込用紙は発行されません。

(注2) 「入学料徴収猶予願」は、該当者(半額免除者及び別紙1-2に朱書で記載されている不許可(徴収猶予申請可)者)には郵送している結果通知文書に同封させていただいております。